

令和3年度 第3回 山梨県森林環境保全基金運営協議会

- 1 日時：令和3年12月23日（木）午後2時～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）五味愛美、草野香寿恵、志村隆夫、白石則彦、丸茂正樹、若林祐斗
（五十音順）
（事務局）金子林政部長、河西林政部次長、山田林政部技監、鷹野林政部技監
信田林政総務課長、上野森林整備課長、深水林業振興課長、植村税務課長
林政総務課企画担当（2名）
- 4 傍聴者の数 1名
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - （1）令和2年度事業の実績について （資料1）
 - （2）基金の管理状況について （資料2）
 - （3）山梨県森林環境保全基金事業第3期計画について （資料3）
 - （4）その他
 - 4 閉会
- 6 議事の概要

○座長

どうぞよろしくお願ひ致します。それでは、これから議事に入らせていただきます。
まず、議事1の「令和2年度事業の実績について」事務局からご説明をお願ひ致します。

○林政総務課長 資料1説明

○座長

ご説明ありがとうございました。
ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願ひ致します。

○委員

荒廃森林再生事業の執行率が低いのはなぜでしょうか。

○森林整備課長

これは、国の補助制度を活用しているのですが、令和元年度に補助事業の制度改正があり、従来の伐り捨て間伐のみは非対象となったことから、再度、対象地の精査に時間を要し、計画に対して実績が低くなったためです。

○座長

事業費に対して、年々実績が少なくなっていますが、経費の掛かり増しによるものでしょうか。

○森林整備課長

先ほども説明しましたが、国の補助制度改正により、一定量の搬出間伐が必要な箇所のみとなってしまったことから、搬出経費などの掛かり増しにより間伐面積当たりの経費が高くなっています。

○委員

森林体験活動支援事業についてですが、補助対象者は学校法人等となっていますが、複数回、受けられるものでしょうか。

○森林整備課長

原則、1団体1回までとなっています。例外的に年度予算に余裕があった年に限り、過去の年度に補助を受けた団体が、再度、助成した例はあります。

○座長

他に、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にないようですので、それでは議事の2「基金の管理状況について」事務局からご説明をお願い致します。

○林政総務課長 資料2説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

○座長

委員さんから無いようなので私から、基金の年度末積立額を見ると令和2年度に約8百万あったものが、令和3年度は1万円程度になってしまうことから、面積当たりの経費が増大していますが、今後、計画通り森林整備が行えるのでしょうか。

○森林整備課長

10年前の県税設立時に比べ整備コストが増大しているので、次期計画ではその点も踏まえ、整備計画量を算出しています。

また、令和元年度から市町村に森林環境譲与税が譲与されていますので、そちらと併せて荒廃森林の整備を進めることとしています。

○座長

他に、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは議事の3「山梨県森林環境保全基金事業第3期計画について」事務局からご説明をお願い致します。

○林政総務課長 資料3説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

○委員

資料12ページ第2期計画の令和3年度整備見込みの数字が大幅に伸びていますが、国の補助金制度改正により対象箇所を探し出すのが困難と聞いている中、本当に実施することが出来るのでしょうか。

○森林整備課長

令和元年度の制度改正時は、現場に混乱もあり、対応することが出来なかったが、新しい制度に応じた事業箇所を探し出すことができているので、その点を踏まえ、計画量を見込んでいる。

○委員

国の森林環境譲与税を活用して市町村が森林整備や木材利用、森林環境教育を行うこととしているが、県としてどのような支援を行っているのか。

○森林整備課長

県の出先機関の普及指導スタッフが各市町村職員の技術支援をするとともに、県内全市町村が加盟する山梨県森林協会が、森林経営管理制度の施行を踏まえ市町村支援部を設置し、そこに県職員を常駐させて、同協会のスタッフとともに市町村の支援を行っているところです。

○委員

第2期まで県の森林環境税で行っていた事業の一部が、来年から市町村で行こととなっているが、周知は図られているのか。

○森林整備課長

森林環境教育に関しては、市町村向けの説明会の実施や、来年度以降の要望があった市町村の教育関係者に対して、個別に説明を行っているところです。

○委員

資料の27ページに森林環境税を活用した事業に係る情報誌を発行し、新たに自治会回覧を実施するとありますが、具体的にはどのように行うのか。

○林政総務課長

資料の28ページ県民参加の森林づくり推進事業の備考欄に、情報誌の発行部数として4万7千部とありますが、第2期までは2万部としていたものを拡充します。

従前は市町村役場や金融機関、コンビニ等への配布、県のホームページへの掲載をしていましたが、昨年2月実施の県民向けアンケートにおいて税の認知度が低いということ踏まえ、新たに県内の各自治会回覧用に2万7千部増刷して、周知を図る予定です。

○座長

県民説明会で、県内4箇所では180名が参加したとのことですが、森林所有者や林業事業者の方々の関心が高いと思いますが、どういう方が参加したのでしょうか。

○林政総務課長

詳細な所属までは把握していませんが、林業事業者の方や一般の方も参加しておりました。

○座長

資料の3ページ 県民説明会等における主な意見・質問等の3つ目に、国補事業は森林経営計画の作成が必要とあるが、森林経営計画が作成できない箇所は事業ができないのでしょうか。できない箇所は取り残されてしまうが、どのようにかんがえているのかお聞かせください。

○森林整備課長

経営計画が立てられない箇所については、森林経営管理制度に基づいた整備を検討するなど、市町村と連携して対応していきたい。

○座長

森林環境保全基金事業第3期計画の資料は、公表されるのでしょうか。

○林政総務課長

計画策定後に、県のホームページに掲載することとしています。

○座長

他に、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にないようですので、それでは議事をこれで終わらせて頂きます。委員の皆様には進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは、進行を司会にお戻し致します。

○司会

座長、それから委員の皆様、ありがとうございました。
以上を持ちまして、閉会いたします。